

平成29年11月20日(月)

【司会(松本総括主査)】 皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第3回土壤汚染対策検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏面が配席図でございます。次に、府民意見等の募集結果についてというのが資料1でございます。続きまして、資料2としまして、第2回部会における主な指摘事項と対応について、資料3が土壤汚染対策のあり方検討について、資料4が中間報告(案)について、資料5が今後のスケジュール(案)、でございます。最後に、参考資料としまして、第2回部会の議事録をつけてございます。

漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、議事にお入りいただきたいと思いますので、平田部会長、よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 では、本日もよろしくお願いいたします。

きょうは、一番の議題といいますのは議事の中の(3)部会の中間報告案ということになると思うんですが、ここは時間をとって議論をさせていただきたいと思ってございます。

では、順番に、その他を入れて4つございますが、1番の府民意見等の募集結果についてというところからお願いをいたします。

【事務局(倉内副主査)】 環境保全課の倉内と申します。よろしくお願いいたします。

では、お手元の資料1をごらんください。

こちらについては、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染対策のあり方について、改正土壤汚染対策法(平成30年4月1日施行分)との整合を図る観点からの条例等における規定整備のあり方としまして、府民意見の募集を行いました。

内容については、資料1の3ページ目でございますA3の資料が中身になっております。

5つございまして、土地の形質変更の届出・調査に関する規定、2つ目として、有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定、3つ目として、区域指定の解除の情報

に関する規定、4つ目として、指定区域から汚染土壌を搬出する際の管理票に関する措置、5つ目として、飲用井戸の所在等の情報収集・提供等についての5つについて意見募集を行いました。

募集期間としましては、平成29年10月13日から11月13日までの1カ月間行いました。募集結果につきましては、提出人数、意見数はゼロ件でございました。

以上です。

【平田部会長】 ありがとうございます。

2段階施行ですので、この次は細かいところが結構出てくるとお思いますので、そのときには、また議論いただくということになると思いますが、今回はゼロだったということですね。よろしいでしょうか。

では、2つ目の生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方検討についてということで、説明をお願いいたします。

【事務局（倉内副主査）】 お手元の資料2と資料3、両方をごらんいただければと思います。

資料2は、第2回の部会における主な指摘事項と対応についてを整理したものです。資料3では、生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方検討についてとしまして、第2回の部会におけるご指摘事項を踏まえまして、1から5の事項について、府域の状況等に関する記述を追加し、さらに、新たな項目として、6、府域における埋立地の状況についてを追加し、整理を行いました。

資料3については、第2回の資料から、ご指摘をいただいた内容をもとに、追加、修正した箇所を下線を付しておりますので、今回はそちらを中心にご説明させていただきます。

資料2をごらんいただきたいのですが、1つ目としまして、自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置のあり方については、2点ご指摘をいただきまして、実施された自主調査等について、目的、面積、区域指定申請の有無、対策等の状況について整理すること、2つ目として、指針に基づく自主調査等の報告を進める上で土地所有者等にどのようなメリットがあるのかというご指摘をいただきました。こちらについては、資料3の2ページから5ページに追加して記載しております。

資料3の2ページ目をごらんください。

2ページ目の2)のところからになります。自主調査等の実施状況については、前回もお示ししておりましたが、再度精査しましたところ、件数に誤りがございましたので、今

回、修正をしております。

平成27年度において、自主調査は50件ございまして、そのうち基準不適合の土壤が判明したものは27件でした。基準不適合が判明した27件のうち、区域指定申請があつて指定がされたものが9件、指定申請はされませんでした。自主的な措置が実施された結果、報告があつたものが9件ございました。基準不適合土壤の措置が把握できているものについては、この27件のうち18件ございました。

自主調査を実施した理由については、3ページの表1にまとめております。「将来的に一定規模以上の土地の形質変更の予定があるため」というのが25件あり、全体の50%と最も多くなっております。また、「土壤調査の猶予を受けている事業場における工事について、行政から自主調査の指導を受けたため」というのが3件ございまして、「将来的に、法及び条例の調査の義務が発生する可能性のある土地に該当するもの」が28件ございました。

続いて多かったのが、「土地の取引があるため」が15件で、全体の30%でした。

このほか、「過去に有害物質の使用や漏えいのある土地であつたため」が2件、「工事に伴い発生する土壤を搬出するにあたって受入先の基準に適合することを確認するため」が1件、不明なものが4件ございました。

また、基準不適合の土壤が判明した27件のうち、指定の申請があつて指定されたものが9件ありますが、この指定申請した理由については、「将来的に一定規模以上の土地の形質変更の予定があるため」が7件で最も多くなっております。

自主調査を実施した土地の面積について、次の4ページの表2に示しております。3,000平米以上が31件と、全体の62%でございました。

3,000平米未満のものについては19件あり、基準適合が14件、基準不適合が5件、3,000平米以上のものについては31件あり、3ページ目の下から2ポツ目の2行目ですが、基準適合が9件、基準不適合が22件と、3,000平米以上の土地のほうが、基準不適合の土壤が判明する件数の割合が高くなっております。

区域指定の申請があつて指定されたもの9件については、面積は全て3,000平米以上でございました。

4ページをごらんください。今ご説明したものを表2に取りまとめています。

続いて、4)の自主調査により判明した基準不適合の土壤の対応状況についてまとめております。

平成27年度において、区域指定の申請をしなかった18件のうち、自主措置の結果の報告がなかったものは9件ございまして、この9件については、各自治体にヒアリングを行ったところ、区域指定の申請を今後予定しているものが2件、措置について検討中のものが5件、現時点で措置等の予定がないものは2件ございました。

自主調査の結果、基準不適合であることが報告されたものの中には、区域指定の申請や自主措置の報告がないために、当該土地における形質の変更や措置の状況が明らかでないものがあります。

また、大阪府では、基準不適合の土壌が存在する土地の区画を含む3,000平米未満の土地形質変更を行う際に、工事の方法や基準不適合の土壌の搬出先について相談を受ける場合がございます。この場合、指針においては、工事の施行方法に関する規定は設けておりませんので、法や条例に基づく施行方法に関する基準に準じて汚染の拡散防止を図って施行するように指導しております。

5ページ目に、指針に基づく調査等を実施することのメリットについてまとめております。

指針に基づき知事等から指導・助言を受ける事業者のメリットとしましては、将来的に法及び条例の調査の義務が発生する可能性のある土地についても、前もって指針に基づく自主調査等の審査を受け、適切に実施したことを行政により確認されることにより、法及び条例に基づく届出の際に有効に活用ができ、手続の円滑化・短縮化につながります。

また、審査を受け、適切に実施したことを行政により確認されることにより、調査または措置の結果が、客観的資料として地域住民や土地取引の完成者等への説明等に用いることができます。

また、法に基づく区域指定の申請を行うメリットとしましては、土壌汚染に関する情報を隠さずに公開していることを示すことができ、地域住民等からの信頼性向上が期待できます。

また、情報が明確になることから、土地の取引時におけるトラブルの低減が期待できます。

大阪府では、自主調査及び自主措置が適切に実施されるよう、不動産業や製造業の業界団体を通じて、事業者における指針の活用の促進に努めております。

以上が自主調査に関することです。

続いて、再度資料2をごらんいただきたいのですが、2つ目のご指摘事項としまして、

土地の所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握としまして、土地の所有者等の責務を規定している他法令での内容や、汚染原因者と土地所有者との間の訴訟事例等について整理をすることとご指摘をいただきましたので、資料3の7ページ、8ページに追加記載をしております。

資料3の7ページをごらんください。

他の条例における事業者と土地の所有者の責務規定についてまとめております。

使用者である事業者に対し土地の所有者への説明義務を定めている大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例、大阪府循環型社会形成推進条例について、表3にまとめております。

土砂条例については、土地の所有者の責務としまして、不適正な土砂埋立て等がないよう土地の適正な管理に努めること、月1回の確認を行うこと、計画と異なる場合には知事に報告することといった責務を課しております。報告や確認を怠った場合には、勧告や命令を受ける場合があるという規定を設けております。

こういった責務を課している理由としましては、行為内容を十分理解して同意をして、事業者任せにするのではなく、適正な施工、許可の内容について相応の役割を担ってもらうことが効果的であるということから定められています。

循環条例のほうにつきましても、不適正処理によって生活環境の保全上支障を生じさせないよう努めること、不適正処理が認められる場合には、知事へ通報することといった責務を定めております。

循環条例につきましても、土地所有者が安易に賃料を得ようと駐車場や資材置場などとして賃貸をして、その後、産業廃棄物を保管されるなどの事例が多発しているということから、当該土地を適正に管理する責務を設ける必要があるといった背景から、設定をされております。

どちらの条例につきましても、事業者の土地の所有者への説明義務を課しておりまして、ともに土地所有者が責務を履行するためには、内容を十分に理解してもらう必要があるということから、説明義務を課しておるところです。

続いて、8ページ目をごらんください。

8ページ目には、措置に要した費用の請求に関する規定などをまとめております。

法では、要措置区域における汚染の除去等の措置を講じた場合において、土地所有者は、汚染が土地の所有者以外の者の行為によるときには、その行為をした者に対して措置に要した費用の請求ができるとしています。

また、土壤汚染が確認された土地についての裁判では、汚染原因者と認められる有害物質使用施設の設置者に対し、原状回復の義務を負っており、土壤汚染を除去しないまま返還したことは債務不履行に当たるとして、土地所有者の損害賠償請求を認めているということをもとめております。

続きまして、再度、資料2をごらんいただきたいのですが、表の上から一番左側の3つ目にあるとおり、ダイオキシン類による区域指定について、条例に基づく区域指定の状況や自主調査における対応状況等を整理することとご指摘をいただきましたので、資料3の10ページに取りまとめております。

2) ダイオキシン類による区域指定の状況についてですが、条例が制定された平成15年以降、3,000平米以上の土地の形質変更時の届出は3,633件あり、土地の利用履歴からダイオキシン類の調査を実施した217件のうち、ダイオキシン類の汚染が判明し区域指定した件数は5件ございます。このうち、4件についてはダイオキシン類以外の有害物質の基準超過により、法の区域指定があわせてなされております。

ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の廃止を契機とした条例に基づく調査については、汚染が判明した事例はございません。

区域指定した5件のうち、2件については掘削除去の措置が実施され、区域指定が解除されており、現在、指定されているものは3件ございます。

自主調査における基準不適合の事例についてですが、平成27年度において、指針に基づき実施された自主調査50件のうち、基準不適合の土壤が判明したものは27件ございまして、このうち、ダイオキシン類による基準不適合が判明したものは2件ございました。

基準不適合の2件については、いずれも将来的な土地の売却に向けて自主調査を実施したものであり、ダイオキシン類以外の有害物質についても基準不適合の土壤が判明しています。このうち、1件については自主措置を実施しており、他の1件については、現在も既存建物が残ったまま第三者が立ち入れない状態で管理されている状況でございます。

法及び条例を所管する自治体にヒアリングを行ったところ、最近の事例としまして、市有地において、一定規模以上の土地の形質変更の予定があったため、自主調査を行ったところ、ダイオキシン類及び他の有害物質の基準不適合の土壤が判明したことから、市がダイオキシン類以外の有害物質について、区域指定の申請を行った事例がございました。当該市は、ダイオキシン類についても、情報開示の上で適切な対策を実施するため、区域指定の申請の仕組みがあれば他の物質と同様に申請していたとのご意見がございました。

続いて、資料3の11ページですが、4番目、汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針についてですが、ご指摘は特にございませんでしたが、12ページ、13ページに指導状況についてさらに追加をしております。

12ページに、汚染土壌処理施設の設置状況として、図5において所在地と処理施設の種類を追加しております。

また、13ページに、汚染土壌処理業の許可の申請に係る指導について、2ポツ目のところから追加をしております。府域で法を所管している29自治体では、事前指導をそれぞれ独自に行っており、府内で統一的な指導を行っているものではありません。市町村における指導指針の策定状況を表5のほうに取りまとめております。25の市町村においては指針を策定しており、3つの自治体では指針を策定していないという状況がございます。

府と政令市の指導指針の主な相違点を表6に取りまとめております。権限移譲市町村における指導指針については、全て大阪府と同一の内容となっております。

表6をごらんください。大きく分けて、4点ほどございます。事前協議書の提出の時期、関係住民の意見の取扱い、関係住民の意見の聴取期間、事前協議の結果の通知及び事業者への対応として、大阪府と政令市で異なる点が幾つかございます。

事前協議書の提出時期については、大阪府においては、縦覧や説明会の実施後であるのに対して、政令市は実施前としているというようなことであるとか、縦覧期間については、大阪府では縦覧期間とその終了後2週間を意見聴取の期間としているのに対して、政令市の中には縦覧期間中のみとしているところがあるというように、少しずつ相違点がございますので、その辺を表6にまとめております。

続いて、14ページをごらんください。

これまでに設置した汚染土壌処理施設においては、周辺地域の生活環境の保全上の支障は生じておりません。事業者と関係住民との間で生活環境の保全の観点からのコミュニケーションがとれたことなど、指導指針に基づく行政指導に一定の効果があったと考えられます。

以上が処理業の指針に関して追加した点でございます。

続いて、再度資料2のほうをごらんいただきたいのですが、資料2の最後の2つのところになるんですけれども、府域における自然由来における基準不適合土壌の状況について、府域における埋立地の状況について、この2点については、さらに情報を収集して整理を行うことというご指摘をいただきましたので、資料3の15ページ以降に整理をしま

して、追加しております。

資料3の15ページをごらんください。

(5) 府域における自然由来による基準不適合土壌の状況について、前回から変更点の部分のみご説明をさせていただきます。

1番の府域の地質特性についてを追加しております。大阪平野の表層地質の特徴としまして、図6に示しております。

大阪平野を中心とする地域については、第三紀末より引き続く造盆地運動により厚い第四紀層が堆積した沈降盆地であるということ。

大阪平野の中央部には、淀川等が形成した沖積平野があり、海成粘土層を含む沖積層が広く分布しておるとのこと。

また、北部の北摂山地や南部の和泉山地において基盤岩類が分布し、千里丘陵や泉北丘陵付近において、砂礫や粘土の地層群である大阪層群の分布が見られるということがわかっております。

16ページで、府域における自然由来の重金属等の分布傾向についても、一部追加しております。下線を引いているところになるんですけども、北部の北摂山地では、地層に砒素が黄鉄鉱等の硫化物鉱物中の不純物として存在しており、これを母岩とする湧水において砒素濃度が高いということ、千里丘陵の地質には大阪層群や丹波層群の堆積岩が存在し、一部の地層に砒素が含有されておること、南部の和泉山地では花崗岩質等の基盤岩類の分布が見られ、花崗岩質にはふっ素、ほう素を含有されていることから、地下水においてふっ素、ほう素が検出されやすい傾向があるということについて追加をしております。

自然由来に関しては、これ以降のページから19ページまでについては、第2回の部会から変更点はございません。

続いて、20ページをごらんください。

(6) 府域における埋立地の状況について、こちらは新たに追加させていただいた内容になります。

改正法では、臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化の観点から、一定の要件の土地の形質変更については事後届とするなどの規定が設けられ、現在、施行方法の基準等について省令の検討が進められているところです。

今回、府域の埋立地の状況や埋立地管理区域・特例区域の指定状況について、次のとおり整理を行いました。

府域の埋立地の分布状況については、図10に示しております。

大阪湾は、江戸時代から土地造成等のため、大規模な埋め立てが進められ、さらに、昭和9年の室戸台風等の被害により、浸水対策のため埋立地のかさ上げ事業が進められてきました。昭和30年代には、臨海部の工業用地の造成事業として大規模な埋め立てが進められてきました。

大阪湾の埋立地で使用されている埋立材を21ページの図11に示しております。府域の埋立地は、周辺の航路等のしゅんせつ土が埋立材として多く使用されております。

21ページの埋立地特例区域、埋立地管理区域の指定状況についてご説明をします。

法に基づく形質変更時要届出区域や条例に基づく要届出管理区域のうち、表10に示す要件を満たす場合には、特に埋立地管理区域、特例区域として指定をします。これら区域は、汚染土壌が帯水層に接する形質の変更を認めるなど、施行方法に関する基準の一部が緩和されております。

表10をごらんください。

埋立地管理区域は、公有水面埋立法に基づく埋め立て又は干拓により造成された土地であり、なおかつ工業専用地域内の土地の区域であること、さらに、将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域、これら全ての条件が当てはまって埋立地管理区域として指定することになります。

一方、埋立地特例区域については、昭和52年以降に公有水面埋立法により埋め立て、又は干拓事業により造成された土地であり、専ら埋立用材料により指定基準に適合しない土地の区域である場合に指定されることになります。

22ページをごらんください。

平成29年6月末現在の府域の形質変更時要届出区域は333件ございまして、そのうち、埋立地管理区域は19件、埋立地特例区域は3件ございます。

府域の埋立地管理区域、特例区域の指定状況を図12に示しております。平成29年6月末現在で、埋立地管理区域については、堺市域に16件、高石市域に3件の計19件、指定がございまして、

埋立地特例区域については、大阪市域に2件、貝塚市域に1件の計3件の指定があり、全て準工業地域に位置しております。

現在、指定されている有害物質の種類については、23ページの表11に示すとおりであり、埋立地管理区域については、ふっ素、鉛、砒素等の11物質であり、指定件数は、

ふっ素が最も多く、続いて鉛、砒素の順になっております。埋立地特例区域については、ベンゼン、鉛、砒素、ふっ素の4物質であり、全ての区域で鉛、砒素、ふっ素の3物質について指定されている状況になっております。

以上が資料2及び3の説明です。よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 ありがとうございます。

これまでにこの部会で出ましたいろんなご意見に対して、大阪府のほうで調べていただきました。そのまとめが資料の2で、対応したものが資料の3ということになっていると思います。

順番に見ていきたいと思いますが、いかがでしょうか。初めの調査のところですね。自主調査、ダイオキシンの区域申請等々のところまではいかがでしょうか。

4ページの表の2のところに、データのまとめがありますね。それで、区域指定を申請しないというのは、3,000平米未満、これは全部はやってないんですね。基準不適合で、区域申請はしていない。

【事務局（足立総括主査）】 はい。13件ありますが、指定されていません。

【平田部会長】 3,000平米未満が5件と、それから、以上が13件で、18件だよね。

【事務局（足立総括主査）】 はい、18件のうち13件が3,000平米以上の調査面積になっております。

【平田部会長】 それで、3,000平米未満の小さいところは、区域指定申請はしてないんですね。

【事務局（倉内副主査）】 していません。

【平田部会長】 もし、機会がありましたら、3,000平米以下で100平米なのか900平米なのか、あるいは、900平米から3,000平米までの間かというのがわかりましたら、また整理しておいていただけますかね。

【事務局（倉内副主査）】 はい、わかりました。

【平田部会長】 それと、ちょっと私、気になりますのは、3ページの表1、その中に、自主調査を実施した理由として、2つ目のところに、行政から自主調査の指導を受けたとあるんですが、これは全部指導しているんですか、猶予した土地とかいうのは。

【事務局（倉内副主査）】 はい。

【平田部会長】 全部やっているの？

【事務局（倉内副主査）】 形質変更する場合には、自主調査を勧めております。

【平田部会長】 形質変更があるときには、届けなきゃいけないね。

【倉内副主査】 そうですね。

【平田部会長】 形質変更せずに何かやっているというようなことは、わかりますか？

【事務局（倉内副主査）】 わかりません。

【平田部会長】 わからないですね。実は、そこが問題になっていて、一時免除と、それから猶予と、それから、操業中は第3条がかかりませんのでね。第4条の3,000平米しかないんですね。3,000平米しかなくて、実際に、ではどうするんだと、これは決めなきゃいけないので。この前、小委員会でもいろいろあるんですね。結局、900平米になりそうなのね。私は、個人的には100平米か900平米か、猶予されているんだから、第3条に戻る必要があるだろうとは言ったんだけど、大方の人は900平米でいいんじゃないと。小規模事業者のほうは、今まで3,000平米でやっていたのに、900平米になるから厳しいと、そういう意見もあるんだけど、私のほうは900平米で厳しくなるというのではなくて、今は猶予されているんだから、当然やるべきだというふうに言ったんだけど。900平米になりそうです。

気になるのは、大阪府として、今はルールがないのでいいんだけど、どういうふうに指導をされているのかなと思って。

【事務局（足立総括主査）】 有害物質の使用施設を廃止しまして、その後、同一の事業場として引き続き使用する場合は、調査の一時猶予を受けられることとなりますが、その猶予につきましては、行政が手続上、関与できるものですから、そういった機会を通じて、3,000平米未満のものについても自主調査の指針があって、指針に基づいてすることもできるよとお伝えするようにしております。

【平田部会長】 わかりました。僕は、だから、900平米になる可能性があるので、注意されたほうがいいんですね。細かいところをまた、クレームがつくと。うち、300平米やったのにやらされたとか、そういうようなことを言われると困ることがあるかもしれないので、ちょっとそれはご注意くださいほうがいいかなと思います。

でも、やっぱり、申請しないんですね。自主調査をして申請しないというのは、3,000平米を超えていてもやっていないところがありますよね。22件の基準不適合があって、表の2ですよ。9件が申請をして、13件はしないと。報告もないと。7件あるということですよ。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【平田部会長】 それに対して、大阪府はどういうふうな指導をしていますか。

【事務局（足立総括主査）】 資料3の4ページでございますが、こちらの基準不適合であって区域指定しなかったもののうち、自主措置の報告がなかったものは全部9件ございましたが、その9件についてそれぞれ自治体にヒアリングをしましたところ、その後がどうなっているかということですが、1つ目のポツの最後のほうにあるんですが、区域指定の申請を今後予定しているというのが2件ございまして、そういったものについては、それを追っかけるという形で指導していくことになります。また、措置について検討中のものが5件ありまして、その中には計画を事前相談しているとか、そういったものもございまして、残りの2件が措置等の予定はないということで、ある程度把握できているのが9件中、区域指定されていくものが2件ということで、それ以外をどこまでしっかり確認していくかというのが大事なところかなと思っております。

【平田部会長】 いかがでしょうか。

【益田委員】 今のところですけど、現時点で措置等の予定がないものというのは、汚染が軽微とかそういうふうなことですかね。そこまではわからない？

【事務局（足立総括主査）】 確認した中では、重大な濃度というものではなかったものですが、聞いていますところは、この2件につきましては、人の出入りをしないように管理しており、そういった面ではある程度のリスク管理がされている土地なのかなと考えております。

【平田部会長】 よろしいでしょうか。何かご質問等は。

ダイオキシンのところは、どうでしょうか。

10ページの3)の最後のところで、自主調査で区域指定の申請の仕組みがあれば、申請したいという、ダイオキシン、そう言われているんですか。

【事務局（倉内副主査）】 というご意見もいただいております。

【平田部会長】 府としてはどうするんですか。これは、何で、つくっていないという理由はあったんですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 前回の部会でも少しご説明もさせていただきましたけれども、法対象の有害物質にダイオキシンを条例で独自に追加しているということですが、法ではダイオキシン特措法というものがあって、ダイオキシンはそれで措置するということになっているので、土対法と並行的な関係を重視するというのであれば、同じよ

うにダイオキシンについても区域指定の申請の仕組みというのをやるというのは、どうだろうかという、そういうご議論も実はあったということがありまして、一応ダイオキシンだけ別建てにしているという背景がございます。

しかしながら、法、条例を施行していく中で、こういう実績が出てきておりますし、実際に事業者からの意見というのもありますので、今後そういう区域指定の申請の仕組みというのを条例の中に設けていくということも検討していくのかなと、そういう考え方でございます。

【平田部会長】 多分、ダイオキシン特措法に遠慮しているんですね。はっきり言えばそういうことですね。あんまり領域を侵してはいけないような、そんなイメージですかね。

【事務局（片山環境保全課長）】 前回は改正のご検討をいただいたときには、そういったご意見があったということでございます。

【平田部会長】 これは、黒坂先生、法的には、若干ダブっているところもあるし。

【黒坂委員】 どちらでも、言い方が難しいですけども、可能といえば可能だとは思っています。

【平田部会長】 可能ですかね。

【黒坂委員】 可能とは思いますが、ただ、どのような形式でというのがなかなか、まだぼんやりなので。

【平田部会長】 特措法との絡みで。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね、今回は、すみません、前回からほんの少ししか追加での資料をお示しできていないんですけども、今の特措法との関係ということも含めて、どういった課題があって、どういうくくりをしていく必要があるかといったことをちょっと整理させていただきたいと思います。

【平田部会長】 そうですね、特に土地の所有者が混乱しないようにですね。

【片山課長】 そうですね。

【平田部会長】 どっちでやるのと、そういう話ですよ。

【黒坂委員】 特措法がダイオキシンだけを規定、かなり厳格にされていて、比例原則との関係でほかを許さないような趣旨であれば、なかなか難しい。

【平田部会長】 難しいですよ。

【黒坂委員】 その点に関しては難しいんですけど。だから、どこまで独自色を出すかというのが。

【平田部会長】 そうですね。

【黒坂委員】 おっしゃるとおりだと思うんですが。

【平田部会長】 多分、かなり遠慮しているんですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 確かに別の法律があって、そこで措置されているということは非常に大きなことだと思いますので、そのあたりを含めて、まず、整理をいたしまして、またご議論いただきたいと思います。

【平田部会長】 そうですね、こういう意見があるんですからね。あれば申請したいと、そういう意見があるから、それを踏まえて、ではどうするんだということは。事例もそうですけど、制度の問題ですので、クロスしないようにということだと思うんですが。

それではよろしいですかね、黒坂先生。

【黒坂委員】 そうですね、区域指定までは、なかなかどうですかね。

【平田部会長】 難しいかもしれない。そういう議論は、多分やっていると思うんですね、初めのうちに。

【事務局（片山環境保全課長）】 少し整理をした形で、またお示しいたします。

【平田部会長】 そうですね、改めて整理して、説明いただけますかね。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、承知しました。

【平田部会長】 あとは、自然由来のところもございますが、15ページぐらいからですが、いかがでしょうか。

益田先生、いかがですか。

22ページのところで、大阪府域の指定の全体のことが書かれていますけれども、特例区域が大阪市で2件、貝塚市で1件と。2件というのは、これはどこになりますか？ 夢洲とか舞洲とか、そういうところですかね。

【事務局（足立総括主査）】 そうですね、上の四角で、此花区になりますが、2件ございます。22ページ、真ん中の上の2つ、島があるんですが。舞洲にございますが、四角が2点ありまして、こちらが大阪市の此花区でございます。指定された2地点でございます。こちら、自主調査で14条申請されたものでございます。

【平田部会長】 これ、上はどちらですか、四角は。夢洲？舞洲？

【事務局（足立総括主査）】 上が舞洲です。

【平田部会長】 貝塚が一番下にありますよね、四角のところか。

【事務局（足立総括主査）】 そうですね。

【平田部会長】 これはフェニックスの埋立地ですね、多分。フェニックスではない？

【事務局（足立総括主査）】 こちらは阪南4区です。

【平田部会長】 阪南4区だね。そういう意味で、やっぱり、特例が少ないんですよ。この前もいろいろご意見をいただいたのは、52年以降なんて非常に少なく、ほとんどの埋立地は昭和50年以前だということで、そういう意味では管理区域に全部なっちゃうということですね。

【事務局（足立総括主査）】 22ページのこのカラーの地図になりますが、昭和52年以降に埋め立てられた地域が赤の表示になっておりまして、全体の中では、先生おっしゃるとおり、面積が小さい状況でございます。

【平田部会長】 関西空港なんかの工事があるときはどうするんですか。申請があればということですね。

【事務局（足立総括主査）】 そうですね、ただ、工業専用地域であり、かつ、埋立材由来のみの汚染であることという条件がございますので、そういうのが該当すればなりません。

【平田部会長】 あるいは、自然由来かもしれないね、もしあるとすれば。

こうして見れば、東京湾もそうですけれども、皆、埋立地ですよ。接しているところは全部埋立地になっちゃって。ここで砒素と言われると、つらいんですよ。益田先生ご専門の。特に、この前も申し上げましたけども、大阪の場合、ジェーン台風と第2室戸の高潮被害で、3メートルぐらいですよ、平均的にかさ上げしているのは。それで、そのときに、かなりの部分がしゅんせつ土といいますか、航路の維持のためにしゅんせつをして、それを埋立材に使っていますので、当然、砒素、特に砒素ですよ。ほとんど駄目だと思いますけれども。今回、土対法の中でもかなり基準が緩められますので、いろんなところがですね。また、いろいろと、第2施行の段階で出てくると思うんですけれども、ご注意くださいいただければと思います。

【益田委員】 この水銀というのは、土壌中の濃度はどれぐらいが基準値なんですか。

【平田部会長】 0.0005かな。

【事務局（足立総括主査）】 そうですね。0.0005ですね。

【平田部会長】 0.0005、溶出濃度ですね。

【益田委員】 多分、大抵大丈夫と思うんですけど、23ページの表11の有害物質の場合、ジクロロメタンから水銀あるいはセレンまでというのは、大部分が人為的なものが

多くて、鉛は両方あると思うんですけれども、鉛、砒素、ふっ素、ほう素の場合は、比較的自然状態でも濃度の高いものが出るという認識だと思うんですけど、大阪府の場合は、水銀も出てくる可能性があると思うんですよ。水銀は、非常に限定された地域でしか出てこないですけど、通常の場合だと。今言ったのは、ジクロロメタンから水銀ないしはセレンまでは、人為的な汚染が考えられるところではわりとちゃんとはかるけど、天然由来のものが想定される場合には、ほとんど、たぶん、はかることがない。今まで出てこなかっただけというのが結構あるんじゃないかなと、自分では想像しています。

それはなぜかという、大阪府は、地下水の中に水銀が出てくる地域がありまして、そういうところ、気体で水銀が地表にまで到達しているの、地下水でトラップされているような地域の土壌の中の水銀濃度というのは、高い場所があるんじゃないかなと想像しているんですね。それなので、別に、実際にそういうのが出てきたときに対処すればいいと思うんですけど、今わざわざほじくり返す必要はないと思うんですけども、そういうふうなこともあり得るということは、ちょっと心にとめておいたほうがいいのかと思います。

具体的な地域は、北河内ですね。四條畷、交野、枚方のあたりで、大阪層群が分布しているような地域と、それから、泉南ですね。泉北丘陵ですけれども、和泉市と岸和田市、多分貝塚市の一部が入るかと思うんですが、そのあたり。やはり、大阪層群の分布しているあたりですが、必ず活断層が近くにあります。そういうところで土壌に水銀が出てこられた場合には、安直に人為由来と考えないで対応されたほうがよいかなというふうに思っています。

【事務局（足立総括主査）】 ありがとうございます。

【平田部会長】 活断層の下から、もっと地球中心から上がってきていると。

【益田委員】 多分そうだと思います。

【平田部会長】 どうしても水銀、問題になって、地下空間で、海水から上がってきちゃいますので、水銀がね。水銀は厄介なんです。海水でも、海水と空気に分配させると、全然空気の濃度が低いんだけど、それは希釈されているから低いので、上へぱっとカプセルみたいにふたをしちゃうと、簡単に大気の比重が上がっちゃうんです。海水で上がってきて、地下空間みたいに密閉しておくと、そこの濃度というのは簡単に上がってしまいますね。

【益田委員】 それは多分、還元されるからだと思います。水銀は、塩化物イオンと錯体をつくって水の中に溶けているんですね。それなので、海水中にあるものは、ほとんど

塩化物錯体をつくって、イオンの形であるんだけど、多くの場合、陽イオンですけど、それが閉鎖空間になると還元されてHgに変わる。気体が変わってくる。それで濃度が高くなるという効果はかなりあるんじゃないかなと思いますね。

ただ、砒素の場合は、酸化されても還元されても出てくることがあるんです。それはもともとの。

【平田部会長】 両性ですものね。

【益田委員】 両方あるんですけど、水銀は、還元状態のほうが気体として動く。酸化されたところで沈積するので。そういうこともあるんですけども、将来的に。今は多分そういう目で見えて調べてなくて、今も検出もあんまりされていない状況だと思うんですけど、今後いろいろなことが厳しくなってきた、それで分析して、あら、びっくりしたわみたいなことがあったときに、あんまり慌てないで。水銀の場合、やっぱり、人為汚染をすぐに疑ってしまいますけど、必ずしもそうでないということをちょっと認識されておいたほうが良いと思います。

【平田部会長】 厄介なものです。濃度は低いでしょう。

というところで、よろしいでしょうか。ほかに何かご意見ございますか。

【木元委員】 1点教えていただきたいんですけども、16ページで自然由来の重金属等が北摂等の地域で出てきているというところですけども、それは、図9には載っていないのは、岩盤なので、この法律の対象外だからと、そういうことでしょうか。

【事務局（足立総括主査）】 図8のほうでございませうか。

【木元委員】 図9です。指定区域の指定の中には。

【事務局（足立総括主査）】 北摂のほうは、砒素が高いというのは知られていることなんです、その地質分布については17ページの図8に示させていただいてまして、左側でございませう。色分けがちょっとわかりにくいんですけど、黄色が高い地域ということで、そこから、その次が青、薄い青ということで、北側に高い地質の分布になっております。

そういう状況の中で、こちら図9でございませうが、先生ご指摘のところでございますが、こちらは開発等で形質変更が行われるようなときに調査が必要になってきまして、その際に汚染が判明したときに、区域指定を行った後に指定されたポイントを記させていただいております。ですので、まだ、大阪市内にしかそういう指定はないんですけど、将来的に、北摂の地域でもそういった地質特性がございませうので、砒素について指定される可能性が

あります。現時点での指定状況が図9に示されているというような図になっているものがございます。

【益田委員】 でも、これ、自然由来特例区域というのも、調査するときは、さっきの水銀と一緒に、溶出試験をやって出てくるものについてやるんですよね。それで調べるんですよね、多分。

【事務局（足立総括主査）】 区域指定されているのは大阪市内に非常に多いんですけども、こちらについては自主調査で自然由来特例区域の調査方法というのがございまして、そういった調査方法をやった上で出てくるものがございます。

【益田委員】 それを調べる調査方法というのは、溶出試験ですよね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。溶出試験でございます。

【益田委員】 だから、溶出試験の場合、北摂は岩石の中にあるので、大阪市内のような堆積物とか、その上の土壌とかではないので、溶出試験できないと、しても出てこないと思うんです。入ってますけど。岩盤なので。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【益田委員】 だから、同じ条件では検査もできないし、実際に特例区域に指定されるというのは、あんまり現実的ではないような気がしますけど。

【平田部会長】 あんまりないんじゃないの、北摂では。

【事務局（足立総括主査）】 そうですね、ただ、土壤汚染対策法の場合、10メートルまでの土壌をはかることになりますね。

【益田委員】 そうですね。

【事務局（足立総括主査）】 岩由来のそういった土壌があれば、引っかかってくる可能性はあると思います。

【益田委員】 だから、鉱山なんかのスラッジとかそういうものが積み重なっているような場所なら、多分そういう対象の地域になると思うんですけど、北摂の場合は、そういうところがほとんどなくて、みんな岩石の中に砒素が固定されているので、ここで言われる区域指定の 카테고리の中には多分入れられないんじゃないかなと私は思いますけど。

【事務局（足立総括主査）】 そうですね、由来が岩盤由来であれば、そこをはかりにいけないといいますか、あるんですが、その影響するような土壌がもしあれば、可能性としてはあるのかなと考えております。

【平田部会長】 それも10メートルまでの間に出てくればということで。北摂の場合

は、ほとんど地下水ですよね。

【益田委員】 問題はね。地下を掘削したときに、多分、トンネルとか掘ったときに出てくる石とか切削した岩石片とかいうのは、ちょっと考えないといけないような問題になるんだと思うんだけど、大阪市内なんかのようなのとは全く同じじゃないと思います。

【平田部会長】 そうですね。その場合は、Ma 1 3とかああいう海成粘土ですよね。岩は、とりにきませんので、土対法では。

【益田委員】 そうですよ。

【平田部会長】 だから、向こうでは問題は地下水ですよ。

ただ、16ページのこの絵を見てみますと、Ma 1 3のところが高濃度ですよ。砒素も、それから鉛もそうですよね。ふっ素、ほう素は、これは海水由来だと思うんですけど。そういう意味で、砒素は結構あるということですね。こういう堆積したしゅんせつ土を埋立材に用いているということだと思いますので、当然その埋立地にも出てくるといふことだと思います。

ということで、こういう形でよろしいでしょうか。きょうも宿題リストはいただいていますので、改めて整理をしていただいとすることにさせていただきたいと思います。

それと、水銀は気をつけてくださいということですね。水銀、自然由来でもありますよということです。

これでよろしいでしょうか、(2)のほうの。今後のこともあるんですけども、検討内容ということにさせていただきたいと思います。

続きまして、(3)の部会中間報告案ということで、説明をお願いいたします。

【事務局(足立総括主査)】 資料4のほうをご説明させていただきます。大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について(中間報告案)ということです。

大変資料が多くなっておりますが、ポイントを踏まえて、絞り込んで少し説明をさせていただきますと思っております。

まず、開いていただきまして、目次でございます。「はじめに」で始まりまして、それ以下、大きく2つのテーマに分けてまとめております。

1つ目は、Iとしまして、法、条例に基づく土壌汚染対策の概要でございます。こちらは、法と条例の概要についてと、それぞれの土壌汚染対策の実施状況について取りまとめております。

続いて、Ⅱのほうですが、生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方についてということで、改正法の概要、審議の内容、そして、あり方について取りまとめたものでございます。

最後に、「おわりに」ということで、このような構成とさせていただいております。

開いていただきまして、1ページに「はじめに」ということで、前段に諮問文の内容を記載させていただいております。中段のところからですが、審議の経過を示させていただいております。

本部会では、条例等における規定整備のあり方、府域の状況を踏まえたリスク管理のあり方等について、順次審議を行ってきた。本中間報告は、改正された土壌汚染対策法のうち平成30年4月1日に施行される事項との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方について、専門的な見地から慎重に審議した結果とともに、今後具体的な基準等が省令で定められることとなる事項や府域の状況から見た課題について、現時点における論点整理の状況を取りまとめたものである。引き続き、国における検討の状況等を踏まえ審議を行うこととしております。

2ページでございます。1としまして、法、条例の土壌汚染対策の概要について記載しております。

第1回の部会資料を中心に整理をしております。法においては、人の健康に被害を生じおそれのあるものとして、26種の有害物質を対象物質と定めまして、これら有害物質による土壌汚染の状況について、一定の契機を捉えて土地の所有者等に調査の実施を義務づけております。調査の結果、土壌汚染が判明した土地は、人の健康へのリスクのあるなしに応じて区域指定がなされ、リスクに応じた管理を行うこととしております。

また、府においては、条例により、法対象の26物質に加えてダイオキシン類を対象物質とし、法に定める土地の形質変更が行われる場合に、土地の所有者等に土地の利用履歴の報告を義務づけるほか、法や条例の適用を受けない自主調査が適切に実施されるよう指針を定め、技術的な指導・助言を行うなど、表1に示すとおり、法と相まった形で土壌汚染対策を推進しているとしております。

3ページ以降は、土地の汚染状況の把握から区域指定の解除に至る各段階、及び、その他、自主調査等の概要を示させていただいております。

こちらについても、記載内容について、要点のみ説明させていただきます。

(1)は土壌汚染状況調査の把握の契機でございます。土地の汚染状況の把握の契機に

は3,000平米以上の土地の形質変更時と、有害物質使用施設の廃止時などに、土壤汚染状況の把握の契機がございます。その内容について、①、②と記載させていただいております。

4ページで(3)としまして、区域指定・区域指定の解除についてでございます。土壤汚染状況調査の結果、その基準を超過したものについて、リスクのあるなしにおいて区域指定を行うとしまして、法、条例それぞれ指定される仕組みになってございます。

5ページには汚染の除去の措置についての記載と、形質変更時要届出区域ですとか条例の要届出管理区域については、土地の形質変更時に届出が義務づけられておりますので、そういった内容でございます。

6ページについては、指定区域において、区域の解除について記載させていただいております。汚染の除去等の措置が実施され、区域指定の事由がなくなった場合は、指定解除されると、そういう仕組みを記載しております。

その他、自主調査についても、こちらは大阪府独自になりますが、自主調査の指針の概要について記載させていただいております。

7ページ以降は、土壤汚染対策の実施状況について記載しております。こちら、第1回の部会の資料を中心にまとめたものでございます。

7ページには、土壤汚染3,000平米以上の土地の形質変更時の届出の際に、平成27年度においては324件という数字に対して、調査命令を発出した件数は7件ということで、そのうち区域指定されたものが5件という数字になってございます。

②については、有害物質使用施設に係る土地における土壤汚染調査でございます。

使用施設の廃止件数に対して、調査の猶予を受ける仕組みがございまして、調査を受ける件数が80%ということで、全国的にも調査の猶予を受ける割合が高いという状況でございます。

こちら、第1回の資料でございますので、少しはしょって説明させていただきます。

8ページには、区域指定の状況の記載をさせていただいております。

9ページには、法、条例に基づく区域指定の状況ということで、こちらは、例えば形質変更時要届出区域については333件ございますが、このうち埋立地管理区域、埋立地特例区域については19件、3件という数字でございます。また、自然由来特例区域は30件ということで、全国の中で約2割であるという状況でございます。

10ページのほうに、区域指定された土地における27年度に実施された措置の方法別

の件数を挙げております。措置の内容としては掘削除去が最も多いという状況です。

10ページは、(3)としまして、自主調査、自主措置についての記載でございます。先ほどの資料4でご説明したものの概要をこちらで記載して示させていただいております。

ざっとですが、今の現行法、条例の概要と実施状況、施行状況についてまとめたものが11ページまででございます。

きょうご議論いただきたいところは、12ページ以降でございます。ここからはあり方の検討の内容でございます。

Ⅱとしまして、生活環境保全条例に基づく土壌汚染対策のあり方についてです。

法、条例に基づく現行の土壌汚染対策や府域における土壌汚染対策の実施状況について前述のとおり整理し、今回の法改正の内容等を踏まえ、条例に基づく土壌汚染対策のあり方について検討・審議を行ったとしております。

1としまして、まず、改正法の概要を示させていただいております。平成29年5月19日に法改正がなされまして、土地の形質変更の届出に係る規定の整備ですとか、土地の汚染状況を把握する契機の拡大などが行われることになりまして、①から④の4つの事項について改正されました。

①につきまして、土地の形質変更の届出・調査に関する規定の整備ということで、こちらは、パブリックコメントのほうでも実施させていただいた内容になっておりまして、平成30年4月1日に施行のものでございます。

②、③、④については、公布後2年以内に施行される予定というもので、今、この内容については省令等の検討が国のほうでなされているものでございます。この後、あり方の各事項について、関係する改正法等については、そちらのほうで具体的に触れさせていただいておりますので、後ほどご説明させていただきます。

13ページでございます。これまでの審議経過について整理してしております。法改正の内容等を踏まえまして、以下の5つの観点から条例に基づく土壌汚染対策のあり方について検討・審議を進めることとした、としています。

(1)としましては、改正法と整合を図る観点からの条例等における規定整備のあり方についてです。

(2)有害物質を使用する法・条例対象物質が操業中で土壌汚染状況調査が猶予されている土地における同調査のあり方。

(3)法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方。

(4)、(2) 及び (3) に掲げる事項以外の府域の状況から見た土壌汚染対策に関する課題。

(5) としてその他、以上5つの観点からご審議いただきました。

各項目の審議状況を少し触れさせていただきました。(1) については、改正された土壌汚染対策法のうち、平成30年4月1日に施行される事項と整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方について検討し、その検討結果を取りまとめたとしています。

(2)、(3) につきましては、今後具体的な基準が省令で定めることとなる事項であることから、府域の状況を踏まえて、論点整理を行ったものです。今後、国における検討の状況に応じて検討を行うこととするとしております。

(4) につきましては、府域の状況から見た土壌汚染対策に関する課題について整理を行った。今後、各課題に対する対策のあり方について検討を行うこととするとしております。

(5) については、法改正が伴わない技術的事項でありまして、今後、国における検討の状況を踏まえて検討を行うこととするとしています。

14ページでございます。改正法と整合を図る観点からの条例等における規定整備のあり方ということで、こちらはパブリックコメント手続きをで実施した内容でございます。

①としまして、土地の形質変更の届出・調査に関する規定でございます。

法では、土地の形質変更の届出をして調査命令を受けてから土壌汚染状況調査を実施することとされておりますが、迅速に行政判断を行うために、改正法では土地の形質変更の届出にあわせて、土壌汚染状況調査の実施結果を提出できることとされております。

条例では、汚染状況の迅速・的確な把握のため、土地の形質変更の届出にあわせて、土地利用や有害物質の使用履歴等について、知事への報告を義務づけております。

法の調査では、指定調査機関が、調査対象の土地において、土地利用の履歴ですとか、有害物質の使用履歴、過去に行われた土壌汚染状況調査の実施結果を把握し、これらの情報に基づいて、調査対象地を有害物質の種類ごとに土壌汚染が存在するおそれの程度により、3つの区分に分類し、この区分に応じて地点を設定し、試料採取を実施するものでございます。

条例の土地利用履歴の報告と法の土壌汚染状況調査の内容につきましては、法の土壌汚染状況調査は、条例の土地利用履歴報告の内容を全て含んでいるという状況です。

したがって、改正法に基づいて土壌汚染状況調査の実施結果が提出される場合は、

ダイオキシン類以外の対象物質について、条例に基づく報告と重複することとなるということで、このため、ダイオキシン類以外の有害物質について、土地の形質変更の届出にあわせて、土壤汚染状況調査の実施結果が提出される場合は、条例に基づく報告を要しないものとするのが適当であるとしております。

②につきまして、有害物質使用施設の設置者の調査の協力に関する規定についてでございます。

法では、水質汚濁防止法に定める有害物質使用施設の廃止時に、その土地の所有者等に、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させることを義務づけておりまして、調査の際に、施設設置者の協力が得られない場合、調査に支障を生じた事例があることから、改正法では、施設設置者は、施設で使用していた有害物質の種類等の情報を指定調査機関に提供するように努めるものとされました。

条例では、条例の有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定は設けてございません。

府域の現状としましては、法の有害物質使用施設を廃止した土地において、施設設置者と土地の所有者が異なる場合は約5割、全国の約3割と比べて高い状況でございます。

また、条例についても同じような割合でございます。府域においても、施設設置者の協力が得られず、使用されていた有害物質や使用場所の特定に支障が生じた事例があるということから、土壤汚染状況調査が適切に行われるよう、条例において、条例に定める有害物質使用施設の設置者は、施設で使用していた有害物質の種類等の情報を、調査を実施する指定調査機関に提供するよう努めるものとする規定を設けることが適当であるとしております。

③は、区域指定の解除の情報に関する規定でございます。

こちらについては、結論としましては、府域において区域指定の解除の情報を統一化し、土壤汚染状況の把握を行う際に活用できるようにするために、条例において指定が解除された要措置区域、要届出管理区域について、解除台帳を調製し、保管し、閲覧可能とするものとする規定を設けることが適当である。

なお、記載事項については、法の指定区域に係る解除台帳と統一化を図るため、法と同様にすることが適当であるとしております。

④については、指定区域から汚染土壤を搬出する際の管理票に関する措置でございます。

こちらについては、府では、別の条例で、書面の保存にかえて電磁的記録の保存ができ

る規定を設ける条例を持っておりまして、電磁的記録の保存ができる文書を定めております。事業者の保管に係る負担を軽減するために、条例に基づく管理票についても、電磁的記録の保存ができるものとするのが適当であるとしております。

⑤につきましては、その他としまして、既に大阪府のほうで法に基づいて運用しているものでございまして、これまでと同様に法に従った形で運用することが適当としています。

続きまして、17ページでございます。

ここからは、検討・審議を継続するものでございます。

(2) としまして、有害物質使用施設の廃止に係る土壤汚染調査が猶予されていたり、有害物質を使用して操業中である工場における調査のあり方について、以下のとおり、論点整理を行いました。

改正法では、有害物質の廃止に係る土壤汚染状況調査が猶予されていたり、有害物質を使用して操業中の工場については、汚染土壤が存在する可能性が高いことから、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合は、届出を行い、土壤汚染状況調査を実施することとされ、規模要件は、今後省令で定めることとなっております。

府域において、法及び条例に規定する有害物質使用施設の廃止件数に対し調査の猶予を受けた件数の割合は8割ということで、全国同様に高い状況でございます。

条例では、上乘せ規制としまして、操業中の工場について、土地の売却などにより敷地の一部を同一の工場以外の敷地で利用するために形質変更を行う場合については、その面積にかかわらず土壤汚染状況調査の実施を義務づけておりまして、法の規定と一部重複することとなります。

今後、省令に定められた事項を踏まえて、有害物質施設の廃止に係る土壤汚染状況調査が猶予されていたり、操業中の工場において土壤汚染状況調査のあり方について検討を行うこととするとしております。

(3) については、法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方についてということで、4つの事項について論点整理を行っております。

①につきましては、要措置区域における汚染の除去等に係るリスク管理の強化でございます。

要措置区域についての措置内容について、誤った施行方法により汚染が拡散したり、措置完了に必要な書類が不十分で措置の内容が確認できず解除できないようなことがないよう、改正法では、知事が土地の所有者に対して、汚染除去等の計画を作成し提出すべきこ

とを指示すること、また、実施措置を講じたときに、その旨を都道府県知事に報告しなければならないとされました。今後、これらの手続等について省令で定められることになっております。

府では、国のガイドラインに従いまして、要措置区域等における措置について、計画書の提出ですとか、措置終了後の報告を行うように指導しているところでございます。また、形質変更時要届出区域等については、土地の形質変更を行う場合に、工事ごとに事前届出を行うことを義務づけておりますが、形質変更の終了後の報告については、国のガイドラインに基づく指導によっております。

今後、省令に定められる事項ですとか、府域の状況を踏まえて、このあり方について検討を行うこととしております。

②として、臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化についてでございます。

改正法では、臨海部の工業専用地域については一定の要件の土地の形質変更については、あらかじめ、施行方法の確認を受けた場合、工事ごとの事前届にかえまして事後届とすることとされました。

今後、この施行方法の基準等について省令で定められるということになっております。

この事後届出の特例措置においては、施行方法等の確認を受けた内容のとおり土地の形質変更や土壌の移動が適切に実施され、その実施された内容が的確に記録されることが特に重要となります。

府域の埋立地では、周辺の航路等の浚渫土で埋立材として多く利用されております。こちらについては、ふっ素やほう素等を含有する事例が見受けられておりまして、今後、省令に定める事項ですとか、府域の状況を踏まえて、この臨海部の工業専用地域の指定区域での規制のあり方について検討を行うこととするとしております。

③としまして、自然由来による基準不適合土壌に関するリスクに応じた合理化ということで、こちらについては、改正法のほうで自然由来特例区域間の土壌の移動を可能とするとされましたので、先ほどもお話くださいました地質特性や区域指定の状況を踏まえまして、条例の要届出管理区域における自然由来による基準不適合土壌の扱いのあり方について検討を行うこととしております。

④につきましては、区域指定された土地の土壌の移動に関するリスクに応じた規制の合理化でございます。

これは、区域指定された飛び地の指定された区間での土壌の移動を可能とする法改正の内容に対しまして、このような区画間の土壌の移動については、届出の内容のとおり、土壌の移動が適切に実施され、その実施された内容が的確に記録されているかが特に重要となるとしています。

今後、省令に定める事項を踏まえて、こういった条例に基づく区域指定された土地の土壌の移動に関して、規制のあり方について検討を行うこととしております。

(4)は、先ほど資料3で説明させていただいた内容です。要点を挙げ方向性を示しております。

最後の結論的なところを中心に説明させていただきます。

①については、自主調査の指針における取扱いでございます。指針に基づき、自主調査及び自主措置が適切に実施されることは、リスク管理を推進するものでございますので、土地の所有者における指針の活用の促進等について、引き続き検討していくとしております。

また、②としまして、土地の所有者等による有害物質の使用に関する情報の把握ということで、先ほどもありましたが、施設の設置者と土地の所有者が異なる土地においては、支障が生じるような事例がございますので、施設が廃止される前の早い段階から、施設の設置者と土地の所有者とが情報を共有しまして、有害物質の使用や調査の義務について理解することが望まれるということから、情報共有するための仕組みについて引き続き検討を行うこととしていくとしております。

③については、ダイオキシン類による区域指定についてでございます。先ほどもありましたが、自主調査によるダイオキシンの超過も見られまして、区域指定の申請の仕組みも含めて、自主調査によりダイオキシンの基準不適合の土壌が判明した土地における適切なリスク管理のあり方について、引き続き検討を行うこととするとしております。

④としましては、汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針でございます。府内で統一的に指導しているものではございませんので、指導指針の運用状況を踏まえて今後の指針のあり方について引き続き検討していくとまとめさせていただいております。

⑤については、その他としまして、こちらは法改正を伴わない事項でして、中環審の答申の概要について、5つ示させていただいております。

以上がこれまで部会で検討させていただいた内容でございます。

「おわりに」としまして、これら取りまとめた内容については、23ページで、府域に

において上記の審議結果を踏まえて適切な措置を講じられたいということで、結びとさせていただきます。

あと、参考資料 1、2、3 ということで、審議経過、諮問内容等をつけた形で中間報告案ということで示させていただいております。

以上でございます。

【平田部会長】 どうもありがとうございました。

1 2 月 7 日でしたか、中間報告がありますので、これまでの審議した内容と、これから審議していくという内容ですね。環境省の土壤汚染対策法そのものは 2 段階施行になっておりますので、第 1 段階は、この前もご議論いただきましたけれども、ほとんどが手続論ということで、第 2 段階のほうは細かいものが入ってくるということですね。そういうところでおまとめをいただきました。

最初から少し見ていきたいと思いますが、1 のほうはどうでしょうか。これは、検討しているという話をまとめたということですね。ただ、気になりますのは、7 ページで大阪府の場合、猶予を受けているのが 80% だよ。これが結構、今回、法改正に絡みますので、注意しなきゃいけないところですね。

それで、表 4 の中で、条例で廃止件数が 10 件で、猶予が 18 件というのは、これはどういう意味ですか。

【事務局（足立総括主査）】 年度にまたがっての集計になってございます。

【平田部会長】 またがっていると、そういう意味ですね。これは仕方がないんですね。

【事務局（足立総括主査）】 統計のとり方で、こういった調査になっておりまして、それを活用させていただいておりますので、申しわけございません。

【平田部会長】 これ、猶予された面積ですね。100 平米なのか、900 平米なのか、3,000 平米なのか、どうのこうのと。3,000 平米以上は猶予も何もなくて、やらなきゃいけないんですけど。それ、いつかまた報告をいただけますかね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【平田部会長】 面積がわかればですね。

【事務局（足立総括主査）】 わかりました。面積ごとに整理して。

【平田部会長】 これ、多分、皆さんも必要になってくると思います。

いかがでしょうか。議論されていますので、よろしいですかね。

では、12 ページから、Ⅱ、生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策のあり方について

というところで、これが今回、これも決まっていらないですね。国のほうが決まっていないので、これから検討していくということで、含めて書かれているんですよ。それでよろしいですね。中間報告ですから、そうならざるを得ないと思うんですが。

それと、大阪で特有なのは、この前も出てきましたけれども、15ページの②の中で、施設設置者と土地の所有者が異なるというのは、多いんですよ。全国平均が3割で、大阪府下が5割というところですね。これも大阪府の特徴ですかね。ちょっとねじれていまして、この前も説明ありましたように、土地の所有者は全部法的なことをやらなきゃいけないのに、そのときになって初めてわかるというふうな、そういうところですね。これは、特に大阪府が気をつけなきゃいけないところかなという感じがいたしますが。

いかがでしょうか。

【黒坂委員】 15ページでちょっと台帳のことをお聞きしてよろしいですか。

【平田部会長】 どうぞ。

【黒坂委員】 台帳のことですけれども、解除台帳、当然つくるということなんですけれども、そちらのほうは、要措置区域の台帳とその届出の台帳に追加して、解除された要措置区域の台帳と、解除された要届出区域の台帳をつくるということになると思うんですけど、この台帳自体、解除台帳というのは合本ですか、それとも2冊。解除台帳も2冊つくる。

【事務局（倉内副主査）】 2冊つくります。

【黒坂委員】 わかりました。

【平田部会長】 何か特に、それは問題になるのでしょうか。

【黒坂委員】 ならないんですけど、自治体に委ねられていると思うので、どちらの形式にするのかなということが少し気になりまして。

【平田部会長】 わかりました。

ほか、いかがでしょうか。ご注意くださいところですね。

【黒坂委員】 先生がおっしゃったように、土地所有者というのは、やはり、突然聞くということになることも多い。犠牲者とまで言っているのかどうかかわからないんですけども、海外ではそういうような位置づけもされていますが、そうすると、今回、例えば一時免除中とか操業中の事業場の調査も新たに行われるということなので、小さなところとかの事業場もあると思うんですけども、そういったところに対しての、例えば今あまり活用されていないと思うんですけど、助成金というのは、大阪府はどういう制度になって

らっしゃるんですか。助成要綱みたいなものはあるんでしょうか。

【事務局（足立総括主査）】 現時点では、そういった小規模の事業者さんに対する調査とか、措置を補助するようなものはございません。ただ、国のほうで制度がございまして、要措置区域に関しまして、さらに汚染原因者がいなくて、かつ、その土地の所有者がそういう対策費用がないような場合に、一定の条件ですけれども、補助する仕組みがございまして。国と自治体と土地所有者、3者で費用負担の割合が決まっています、そういう制度がございまして。それ以外のものについては、現状では制度自体はないという状態でございます。

【黒坂委員】 土地所有者に対しては、少しそういう制度を、例えば実際に大阪府がされたというようなことは、まだ……。

【事務局（足立総括主査）】 先ほどの国の制度の中では、全国で2件ございまして、そのうちの1つが大阪府でございます。過去、大分前になるんですけれども、要措置区域に指定されまして、そちらのほうは、最後の措置完了まで実施した事例は1件だけございます。

【黒坂委員】 そんなにないということですね。

【事務局（足立総括主査）】 それ以外はありません。

【黒坂委員】 訴訟のことですが、議論の後で少しだけ調べたら、平成24年2月7日の判決で、結局認めてられていないんですけれども、土地所有者から提起された訴訟というのがあるようなので、土対法の違憲訴訟だと思うんですけど、そちらのほうは結局、原告の主張が多分認められてはいないのですが、一定、やはり、所有者というものに対しての、今後は課題かなというふうには思っています。すみません、こことは直接関係なく、今回の技術的な改正に関しては別に私も問題ないと思うんですけども。

【平田部会長】 先ほどの支援指定法人であるんですけれども、2件しかなくて、結構お金が今積み上がってきているんですね。使ってほしいと言うんだけど、敷居が高いんですよ。要措置区域で汚染原因者がわからないと、そういう話で、所有者と国と自治体が全部お金を持たなきゃいけないということで、自治体もそれに二の足を踏むんですよ。場所も、提供できる場所もないのかな。大阪府は1件……。

【事務局（足立総括主査）】 そういう条件に合致する事例がレアケースでございますので、今のところ、ないという状況です。

【黒坂委員】 4分の1か何かの負担のものですよ。

【平田部会長】 緩めれば、一気に出てきて、全然お金が足りなくなると。

【黒坂委員】 そうですよ。融資みたいなものもないですね。

【平田部会長】 ないですね。あれをつくるときに、私もかかわったんですけども、アメリカのスーパーファンドが例えば1兆円のうち8,000億円ぐらいが、6,000億から8,000億が訴訟費にいつてしまったと、そういうことがあって、裁判費用にほとんど取られちゃうような制度はやめようと。

【黒坂委員】 確かに95年で税金のそのファンドはストップしているの。

【平田部会長】 そういうことがあって、それでハードルを上げると、事例がほとんどなかったという。大阪府のあれが2例目ですか、2件しか今はまだないですね。

【事務局（足立総括主査）】 はい、大阪府の富田林のほうです。

【平田部会長】 富田林でしたね。私もあそこを見に行っただけですけど。難しいですね。要件があまりにもハードルが高過ぎるというか。

【黒坂委員】 今回の改正ではないんですけども、例えば善意無過失で購入してきた人に対してどういう例があるのかなというのは、少し気になってはいるところだったので、すみません。

【平田部会長】 わかりました。ありがとうございます。

それと、まだ明確に書けないことがいっぱいあるんですね。国のほうが決まってこないということがあって。そういう意味で、今後こういうことをやらなきゃいけませんよという課題も含めて、中間報告にさせていただきたいということですが、全体を通してよろしいでしょうか。益田先生、何かご意見。

【益田委員】 ないです。

【平田部会長】 木元先生はよろしいですか。

【木元委員】 はい。

【平田部会長】 黒坂先生も。そういうところでもう少しコンパクトなものも、私が説明するんですよ、全部。時間もあまりないことですから、コンパクトなもので説明させていただきたいと思ってございます。

では、資料の3、4はこのぐらいということにさせていただきたいと思います。

最後に、(4)のその他ですが、今後の予定も含めてご説明いただけますか。

【事務局（中戸課長補佐）】 環境保全課の中戸でございます。

資料5のほうを見ていただけますでしょうか。

本日11月20日、第3回部会におきまして、部会中間報告案をご承認いただきました。その部会中間報告案を今度、12月7日に開催いたします第2回の大阪府環境審議会におきまして、本部会からご報告いただきます。その報告が環境審議会でのご議論を経まして、第1次答申という形で知事に答申いただく形となります。

次回の第4回部会でございますけれども、2月の中旬ごろに開催できればと事務局のほうでは考えている次第でございます。

それから、第5回以降につきましては、国の動き等も見ながら、部会開催を経て、最終報告を取りまとめいたしまして、平成30年度の大阪府環境審議会に部会の最終報告としてご報告いただきたいと思いますと考えておるところでございます。

以上でございます。

【平田部会長】 ありがとうございます。

ほか、何かご意見ありますでしょうか。

なければ、これできょうの会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【司会（松本総括主査）】 長時間のご審議、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第3回の部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —